

～地域区分の設定について～

平成 24 年 4 月の法改正により、地域区分が変更になりました。

国保連への請求の前に、下記設定が必要です。必ず、内容を確認してください。

※すでに、自事業所の地域区分が登録済みの場合は、地域区分の設定画面は表示されません。

地域区分の設定必要はありません。この書類は、読み飛ばしてください。

<登録方法>

(1) 差し替えを行った後、最初にシステムを起動します。

「平成 24 年 4 月から適用される地域区分の設定」画面が表示されます。

(2) 「都道府県別の適用地域一覧」をクリックします。

一覧が表示されますので、【印刷】ボタンをクリックして、【閉じる】ボタンをクリックします。

「平成 24 年 4 月から適用される地域区分の設定」画面に戻ります。

印刷した「都道府県別の適用地域一覧」で自事業所の地域区分を確認してください。

(3) 自事業所の地域区分を選択し、【決定】ボタンをクリックします。

地域区分に変更が無い場合も登録を行ってください。(例：その他→その他)

平成24年4月から適用される地域区分の設定

平成24年4月から適用される地域区分を設定してください。
地域区分を設定しないと請求できません。
単位数単価が10円以外になる地域が多くなりますので、該当する地域区分を確認してから選択し、【決定】ボタンを押してください。

自事業所名: コスモスケアセンター

3月以前の地域区分: その他

4月からの地域区分を選択: **都道府県別の適用地域一覧**

①クリックし、印刷します。

②地域区分を選択し、

③【決定】をクリック。

決定(O)

後から変更する

H24. 3 まで	H24. 4 から
特別区	1 級地
特甲地	2 級地
	3 級地
甲地	4 級地
	5 級地
乙地	5 級地の 2
	6 級地
その他	6 級地の 2
	その他

平成 24 年 4 月から、地域区分が変更（その他→6 級地 など）となる地域がございます。

「都道府県別の適用地域一覧」を確認してください。